

## 意見書案

意見書案第11号

### 原発のない北海道の実現を求める意見書について

原発のない北海道の実現を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年10月17日提出

議会運営委員長 出合孝司

### 原発のない北海道の実現を求める意見書

東京電力福島第一原発事故から2年が経過しましたが、依然として収束の見通しもなく事故原因も究明されていません。しかしながら政府は、2030年代原発ゼロを見直し、原発の再稼働や新增設、輸出へと突き進んでいます。

泊原発では、敷地内の破砕帯が活断層の可能性もあります。また、泊原発周辺の日本海から陸地へかけて166キロメートルの活断層、西側60〜70キロメートルの海底活断層による地震や津波の影響が懸念されています。

現在建設中の大間原発は、プルトニウムを含むMOX燃料を全炉心で使用する危険な原発で、函館市からわずか30キロメートル圏内に位置しています。

また、幌延町の深地層研究センターで研究している地層処分について、日本学術会議は抜本的な見直しを提言しました。10万年間も監視が必要な核廃棄物の存在を、後の世代に知らせることのできない地層処分は見直すべきです。

福島原発事故は、私たちに改めて核と人類は共存できないことを認識させ、これからの社会のあり方や自らの生き方を問いただしています。

命と暮らしを守るため、子どもたちの未来のために、脱原発の実現に向け、以下の事項を実施されるよう求めます。

### 記

1. 泊原発の安易な再稼働を容認しないこと。
2. 大間原発（青森県大間町）の建設中止を各機関に要請すること。
3. 北海道と幌延を核のごみ捨て場にしないこと。

4. 原発ゼロ社会の実現に向け、再生可能自然エネルギーを積極的に導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年10月17日

士 別 市 議 会

(提出先)

北 海 道 知 事

---

意見書案第12号

地方税財源の充実確保を求める意見書について

地方税財源の充実確保を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年10月17日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財源は、社会保障関係費などの財源需要の増加や地方税収の低迷等により厳しい状況が続いていますが、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方財源等の充実確保が不可欠です。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財源需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源確保機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることを避けること。

## 2. 地方税財源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を5：5とすること。
- (2) 個人住民税の充実確保を図るとともに、地域社会の会費という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている機械及び装置に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り市町村への財源配分の充実を含め、現行制度を堅持すること。
- (6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年10月17日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣  
内 閣 官 房 長 官  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

---

意見書案第13号

## 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年10月17日提出

議会運営委員長 出合 孝 司

## 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し、大きな関心と期待が寄せられていますが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっています。

しかしながら、北海道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源のかん養や国土・生態系の保全など、公益的機能の低下への影響が危惧されています。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、林業・林産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略と位置付けて、国の森林・林業基本計画等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業再生を推進することが重要です。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要です。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

### 記

1. 地球温暖化防止、特に森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林吸収源対策の促進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。
2. 森林資源循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情にあわせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。
3. 環境貢献に着目した木材利用を促進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バ

バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。

4. 安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。
5. 復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の用途の厳格化に伴い基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の復興を初めとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないように、必要な予算措置を講じること。
6. 地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を推進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。
7. 国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取り組みの推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。
8. 二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年10月17日

士 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
復興大臣  
衆議院議長  
参議院議長